



# 「新興国の知財戦略と日本企業の 課題—知財マネジメントの観点から」

渡部俊也

(東京大学政策ビジョン研究センター)

# 目次

- ① 知財制度と経済連携・直接投資について（既往の研究の紹介）
- ② 最近の知見：日本企業が築く知財サプライチェーンの特性
- ③ 考慮すべき知財制度
- ④ 経済連携協定と知財：新興国のスタンスを決めるもの
- ⑤ 経済連携協定と知財：日本のスタンスを決めるために
- ⑥ 自ら変わる契機としての「経済連携協定」
- ⑦ まとめ

# ①知財制度と経済連携：直接投資について（既往の研究の紹介）

- 先進国企業の技術移転や直接投資へ知財制度の与える影響については、Lee & Mansfield(1996), Ushijima(2013)らの既往の研究によって検討が行われており、一定の相関が見出されている。
- これらの分析においては、知財制度の変数についてはParkの指標が用いられている。この変数は、その国における特許、商標、著作権についての保護水準を考慮したものである。

Park, W. G. and D. Lippoldt (2008), “Technology Transfer and the Economic Implications of the Strengthening of Intellectual Property Rights in Developing Countries”, OECD Trade Policy Papers, No. 62, OECD Publishing.

# IPR Index(Park, W. G. and D. Lippoldt (2008))

- ◆特許指標、著作権指標、商標権指標より構成される。
- ◆それぞれの指標は、保護の範囲、期間、条約加盟、保護対象、エンフォースメント、制限条項などの項目各々について定量評価したものを合算して求める。

## <特許権の例>

I. Patent Rights Index			
1) Membership in International Treaties	<u>Signatory</u>	<u>Not Signatory</u>	
-- Paris Convention and Revisions	1/5	0	
-- Patent Cooperation Treaty	1/5	0	
-- Protection of New Varieties (UPOV)	1/5	0	
-- Budapest Treaty (Microorganism Deposits)	1/5	0	
-- Trade-Related Intellectual Property Rights (TRIPS)	1/5	0	
2) Coverage	<u>Available</u>	<u>Not Available</u>	
-- Patentability of pharmaceuticals	1/8	0	
-- Patentability of chemicals	1/8	0	
-- Patentability of food	1/8	0	
-- Patentability of surgical products	1/8	0	
-- Patentability of microorganisms	1/8	0	
-- Patentability of utility models	1/8	0	
-- Patentability of software	1/8	0	
-- Patentability of plant & animal varieties	1/8	0	
3) Restrictions on Patent Rights	<u>Does Not Exist</u>	<u>Exists</u>	
-- "Working" Requirements	1/3	0	
-- Compulsory Licensing	1/3	0	
-- Revocation of Patents	1/3	0	



企業アンケートによる評価との相関は0.74程度

Ito, Tomiura and Wakasugi, RIETI Discussion Paper Series 07-E-060 (2007)

## T.Ushijima (2013)

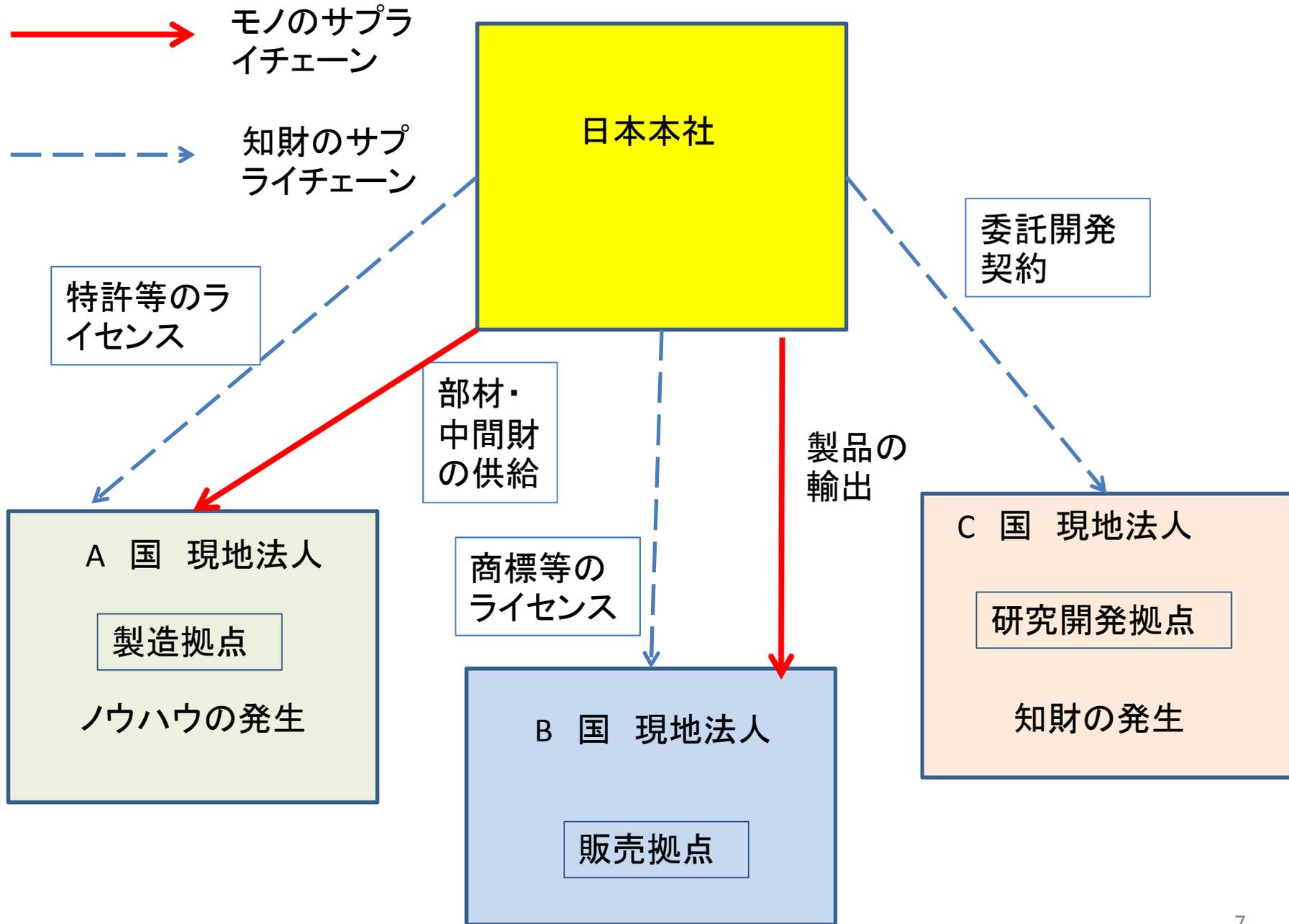
- (1) 直接投資への知財制度(IPR Index)の影響は、技術模倣能力の高い国で顕著
- (2) 技術集約型産業である化学や電機業界で影響が顕著
- (3) その国への投資の経験があると影響が小さくなる。

T. Ushijima “Patent rights protection and Japanese foreign direct investment” Research Policy 42 (2013) 738– 748

## ②最近の知見（日本企業が築く知財サプライチェーンの特性）

- 企業ヒアリング等によれば、IPR Indexに含まれる要素に加えて、ノウハウ保護の水準やライセンス契約に関する規制なども現地への技術移転等の懸念点となっていることが分かっており、Park Indexでは把握できない要素が直接投資に影響している可能性がある。

- 平成23年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「我が国企業の新興国への事業展開に伴う知的財産権のライセンス及び秘密管理等に関する調査研究」知的財産研究所（平成24年）
- 渡部俊也「新たな新興国における事業展開の要諦－知的財産マネジメントの視点から機会とリスクを評価する－」知財研フォーラム, vol.92, p-p(2013)、
- 渡部俊也「新興国におけるグローバル知財マネジメント」知財管理vol.61 NO.4, p-p(NO.724)



## ③考慮すべき知財制度

- 特許・著作権・商標（IPR Index）に、それぞれの詳細な項目を追加する。

(特許の例) 審査期間、権利化に伴う費用、権利の維持にかかる費用、第一国出願制度、職務発明制度における雇用者の義務、特許請求項の訂正制度、無効審判制度、強制実施権の発動、共有特許に関する制度、権利譲渡に関する制度、利用許諾に関する制度、差止めに関する制度、国防特許制度)

- 意匠、実用新案制度に関する項目を追加する。
- 知財周辺制度に関する項目を追加する。

# 考慮すべき知財周辺制度

- グラントバック条項に関する規制(アサインバック、独占・非独占・互惠等)
- NAP 条項に関する規制
- 移転価格税制の透明性、予見性
- ライセンスにおけるライセンサー保証義務
- ライセンス料率規制
- 投資先から第三国への技術移転を妨げる外為規制
- 引き抜き・競業避止に関する制度・実態
- ライセンス契約における客体
- ライセンス契約規制
- ライセンス契約登録公開制度
- バイドール類似制度の有無、運用
- 模倣品に関する輸出入の差止めに関する制度
- 技術ノウハウの保護制度と水準
- 技術ノウハウ以外の営業秘密保護制度と水準
- 輸出入に関する差止制度

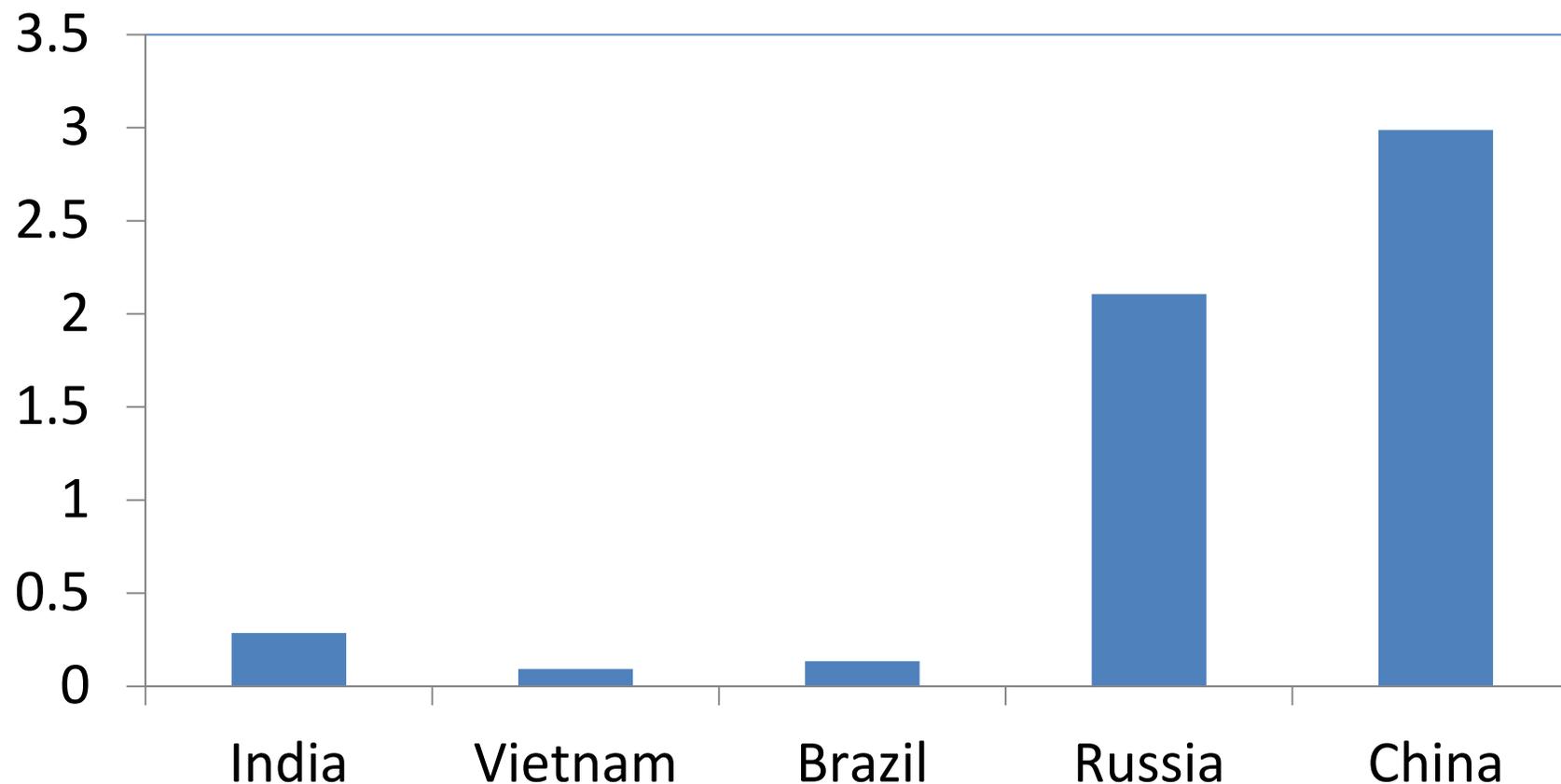
注) Economic Research Institute for ASEAN and East Asia (ERIA) Project on “Intellectual Property Policies for Investment Promotion in ASEAN”にて検討中

## ④ 経済連携協定と知財 : 新興国のスタンスを決めるもの

- 自国産業保護と直接投資と技術移転のメリット、デメリットのバランス。
- アセアンは経済統合による影響も重なって複雑な状況。
- アノマリー(Anomaly)としての中国
- 自国イノベーション政策の観点から見た知財制度という新たな視点も

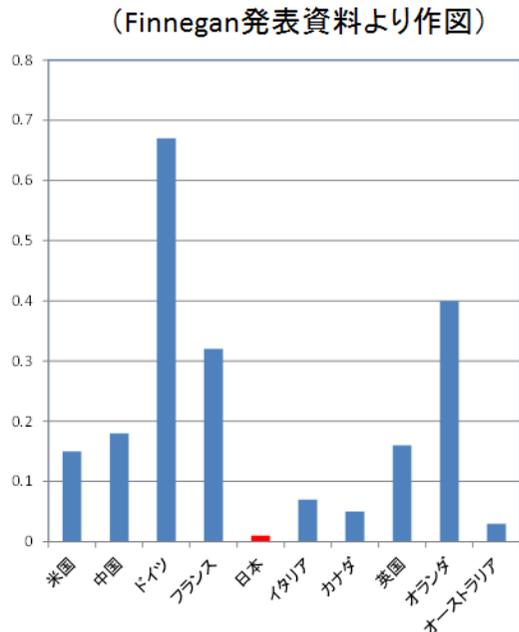
# イノベーション戦略としての知財制度

(内国人特許/外国人特許)

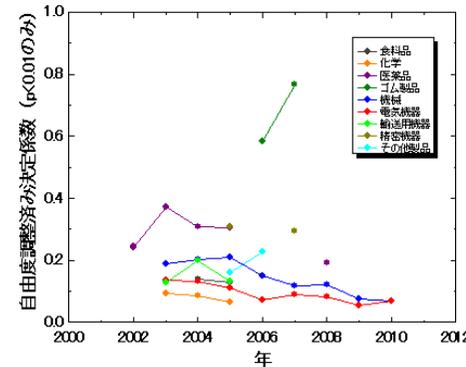


# ⑤ 経済連携協定と知財 日本のスタンスを決めるために

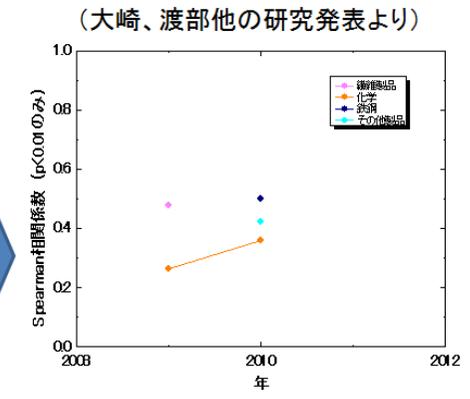
- グローバル環境の中で見た日本の知財



■ 1997-2009年累積の訴訟件数を、2010年(または2009年)の登録特許件数で除した値



■ 多くの業種で2000年における「特許件数/時価総額」が、その後2004年前後での株価上昇比を決定する要因の1~2割を説明



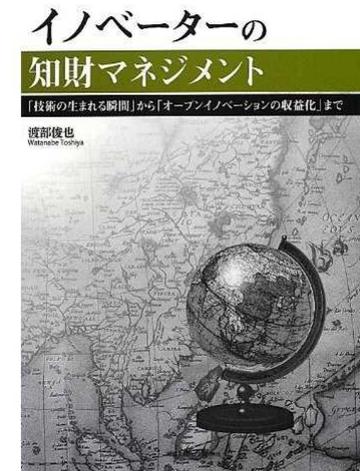
■ 2008年を起点とした場合(有効な業種は、繊維製品、化学、鉄鋼などの素材系)

# 知財の活用法の変容

- 従来型ビジネスモデルでは、知的財産はモノの価値に含まれた形で取引されるのが普通で、医薬品分野を除いて巨額の知財取引が継続的に行われることは稀であった。
- しかし現在、無線通信分野の例に示されるように、他の分野でも徐々に知財価値を中核に据えたビジネスが生まれ始めている。
- 例えば車載エレクトロニクスで標準化の動きがある自動車分野でも、新たに知財を生かしたビジネスモデルが生まれるかもしれない。

# 埋没する技術・無力化する知財

- 日本企業は、優れた技術や知的財産を保有していたとしても、それをモノに化体させて販売する限り、知財の価値を生かしたビジネスに対しては受け身の立場を逃れられない（権利行使等）。
- 他方、知財をモノに化体して販売する競争においては、いまや韓国、中国などの企業が主導権を握りつつある。
- 日本の企業が優れた技術や知財を数多く保有していたとしても、モノ中心の単純なビジネスモデルに特化する限りは、新興国企業との競争では不利な戦いを余儀なくされる。



2013年11月14日 渡部俊也「埋没する技術と無力化する知財にどう対処するか：イノベーターの戦略的知財マネジメントの要諦」  
BBLセミナー

<http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/13111401.pdf>

## ⑥自ら変わる契機としての「経済連携」

- 優れたモノづくり能力を生かしながら、同時に知財を生かすようなビジネスモデルの構築が必要である。
  - 特許の価値を知財契約で生かしながらサービスを提供するビジネスモデル、国際標準やオープンイノベーションの活用、知財で守られたデザイン主導のイノベーションなどを組み合わせる等。
  - これらのビジネスモデルが効果的となるように、日本でも知財価値を向上させる方向での制度改革が必要
- 経済連携に際して日本の知財制度を考えることは、このようなことを検討する契機としても重要

## まとめ

- 新興国への投資を促進するための協定として、また日本産業自らも、ものづくりを生かしつつ新たな知財戦略を構築することに資する制度改革の契機としても、知財の関わる経済連携を考えてみても良いのではないか。

Prof. Dr. Toshiya Watanabe

\*\*\*\*\*

The University of Tokyo

E-mail: [toshiya@tkf.att.ne.jp](mailto:toshiya@tkf.att.ne.jp)

Facebook: <http://www.facebook.com/toshiya.watanabe.9>

Homepage: <http://t.watanabelab.main.jp/>